■■ 札幌圏設備投資促進補助金

適用 地域

札幌圏(札幌市、小樽市、石狩市、 江別市、北広島市、恵庭市、千歳 市、3別町)



製造業、情報通信業、運輸業、 卸売・小売業、学術研究・専 門・技術サービス業



対象業種の試験・研究・開発 施設、工場、物流施設、データ センター

対象業種のうち、以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設

重点 施設 《食関連分野》

食料品、機能性食品など

《先端技術分野》

- ・健康・医療(医薬品、医療機器、バイオ など)
- ・環境・エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など)
- ・その他(ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材 など)

区分		補 助 用 件	限度額	補助内容	
札幌	重点施設 重点地域[注1]	•新設、増設、市内移転	10億円 ※増設・市内 移転は5億円	取得固定資産評価額×20% ※増設・市内移転は10%	
市内	上記以外	・設備投資額(土地を除く) 1億円以上	5億円	取得固定資産評価額×10%	
札幌市外	重点施設	・新設(札幌圏内に既存重点施設がないこと)・設備投資額(土地を除く)3億円以上・立地先自治体による設備投資助成が適用されること・立地先自治体を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	5億円	取得固定資産税×10% (土地分を除く) ※ただし、立地先自治体による設備投資 助成相当額(土地分を除く)まで	

注1 札幌テクノパーク、札幌ハイテクヒル真栄、東雁来第2地区

問合せ先

小樽市産業港湾部企業誘致担当

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 TEL (代表):0134-32-4111 内線256·263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

札幌市経済観光局産業振興部立地促進・ものづくり産業課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL (直通):011-211-2362 FAX:011-218-5130 E-mail:business@city.sapporo.jp





魅力ある街 それは 人の集まるまち





北海道小樽市 産業港湾部企業誘致担当

〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号

TEL (代表): 0134-32-4111 内線256·263 FAX: 0134-33-7432

E-mail: sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

平成30年9月

企業立地に関する

支援・助成制度のごあんない



北海道小樽市

HOKKAIDO OTARU CITY





小樽市企業立地促進条例

				Maria de la Companya del Companya de la Companya de la Companya del Companya de la Companya de l			
	区分		対象となる要件		課 税 免 除 内 容		
			適用	取得価格	固定資産税等	期間等	
新	7	7	市内に新たに工場等を設置する場合において、 新たな建物及び償却資産の設置を行うとき。	建物・償却資産 5,000万円超 (土地を除く)	●建物(家屋)●借却資産・構築物・建物附属設備・機械及び装置	3年間 100%	
設	1	1	市内に新たに既存の建物(中古)を取得し、当該建物を工場等として設置する場合において、 新たな償却資産の設置を行うとき。	償却資産 3,000万円超 (既存部分を除く)	●償却資産 ・機械及び装置	3年間 50%	
増	7	7	市内に工場等を設置している者が、当該工場等 の敷地である土地において、工場等として建物 を増築し、新たな償却資産の設置を行うとき。	建物・償却資産 3,000万円超 (土地を除く) (既存部分を除く)	●建物(家屋)※増築分のみ ●土地 ※増築等に伴い新たに取得した分のみ ●償却資産 ・構築物・建物附属設備・機械及び装置	3年間 100%	
設	1	1	市内に工場等を設置している者が、当該工場等 の償却資産の拡充又は更新を行うとき。	償却資産 3,000万円超 (既存部分を除く)	●償却資産 ・機械及び装置	3年間 50% ※1施設(工場)につき1社1 回限り。ただし、取得価格 が5億円を超える場合は複 数回の利用が可能。	

◎工場等とは、製造関連施設、物流関連施設、学術・研究関連施設、情報サービス関連施設、エネルギー関連施設のことをいいます。

Ⅲ 小樽市 | T 関連企業等誘致促進補助金

小樽市内中心部 (指定地域あり)

デジタルコンテンツ事業、システムインテグレーション事業、デザイン業(Web製作等) アプリケーション・サービス・プロバイダー(ASP)事業、情報提供サービス業 情報処理サービス業、ソフトウエア業、コールセンター業、データセンター業

補助要件

- ●小樽市外からの進出企業であること ※ただし、対象業種における操業実績が3年 以上の企業に限る
- ●施設改修費として投資額が500万円以上で あること(固定資産税台帳計上資産)
- ●開設時の常用雇用者(市民)が5人以上で
- ※ただし、コールセンター業は10人以上
- ●開設時の市民雇用者(常用雇用者に限らず) が全体の50%以上であること

	補 助 内 容	限度額
施設改修費	投資額の1/2を助成	1,000万円
施設維持管理費	経費の1/2を助成 〔選択制〕 (2年間) 上下水道使用料、通信回線使用料、賃料、電気料金の中から1つを選択	500万円/年
雇用奨励金	常用雇用者(市民)1人につき30万円(1人につき1回限り) ※開設後2年間の採用者まで有効 ◎常用雇用者とは ・市内に住所を有する ・1年以上の常用的雇用 ・年間給与額が106万円以上・社会保険、雇用保険加入者	1,000万円
開設前研修費	常用雇用者(市民)1人につき 20万円 採用費、給料、研修費など ただし、人数算定は常用雇用者に限る ※開設前6か月まで有効	500万円

■ 過疎法・地域未来投資促進法に基づく支援措置

根拠法律	適用	条件	1991年42	部役を吟笙の中央	
	業種	対 象	取得価格	課税免除等の内容	
過 疎 地 域 自 立 促進特別措置法	製造業、旅館業、 農林水産物等販売業	建物及びその付属 設備機械及び装置	2,700万円超	○事業税の課税免除(3年間) ○不動産取得税の課税免除	
	観光関連、ものづくり 関連、物流関連、食料 品製造関連、環境・エネルギー	機械•装置等、器具•備品	総投資額	○法人税の軽減 特別償却40% 又は 税額控除4%	
地域未来		建物•付属設備•構築物	※前年度の減価償却費の10%で あること	○法人税の軽減 特別償却20% 又は 税額控除2%	
投資促進法		家屋•土地•建物	1億円以上 (農林漁業関連は5,000万円以上) ※土地は取得日の翌日から 1年以内に建設着手した場合	○不動産取得税の課税免除	

◎小樽市は、地域未来投資促進法に基づく基本計画について国の同意を得ています。これにより、対象業種での工場等の新設を考えている方は、北海 道知事から「地域経済牽引事業計画」の承認を得て、国の同意を受けた上で、地方税の減免、低利融資制度の活用などの支援を受けることができます。

問合せ先

小樽市産業港湾部企業誘致担当

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 TEL (代表):0134-32-4111 内線256 · 263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

北海道経済部産業振興局産業振興課立地推進グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5324 FAX:011-232-2139



HOKKAIDO OTARU CITY

北海道産業振興条例に基づく補助金「企業立地促進費補助金」

平成30年4月1日現在

類型		区	110 W.F	対象地域	新設	補助要件・	助成內容		
		区分	対象業種		新設 増設	投資額·雇用増	助成額	限度額	通算限度額
			自動車関連製造業 航空機関連製造業(注3)	- 全道 (札幌市を除く) (植物工場は、 工業団地と工場 適地を対象と する)	新 設		投資額の10%	15億円[注6]	20億円 同一企業につき
			高機能素材·複合材料 関連製造業[注3]		増 設		投資額の5%	5億円	
			電気·電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業		新 設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円[注6]	13億円
			及民産産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		増 設		投資額の5%	3億円	同一企業につき
1		ᆄ	新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新 設	10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	_
		成長産業分野	データセンター事業		新 設	一般型 10億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型
	類 型 1	野			増 設	環境配慮型[注5] 20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	7億5千万円 同一企業につき
			基盤技術産業		新設	2,500万円以上 5人以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき
					増 設	(投資額要件なし)	投資額の5% 1年間の賃料の		日、正来にフと
1			本社機能移転事業		新 設	20人以上 (札幌市は30人以上)	2分の1×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	_
1		発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	新 設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	
1					増 設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円	13億円 同一企業につき
-			高度物流関連事業	全道	新 設	20億円以上	投資額の10%	10億円	
-1		野	※成長産業分野に関連する業種に限る。	(札幌市を除く)	増 設	20人以上	投資額の5%	3億円	
			●製造業 ●自然科学研究所 ●高度物流関連事業 ●データセンター事業 ●ソフトウェア業 ●情報処理・提供サービス業 ● コールセンター事業 ● 植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること ※企業立地促進法適用地域においては指定集積業種	特別対策地域[注4]	新 設 増 設	2,500万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体	投資額の4% 特別対策地域に該当し、かつ企 業立地促進法適用地域又は地 域未来投資促進法適用地域 に 該当する新設の場合のみ 投資額の8%	1億円	
1	11/	市町		通用地域又促地域未来投域 法適用地域域 法適用地域域 (礼機市の区域にあっては、特認事業者が新設する場合に限る)	新 設				
	類 型 2	町村連携促進分野					雇用増1人あたり 50万円 (雇用増が6人以上の場合 6人目から支給)	5,000万円	投資助成 3億円 同一企業につき
		分野		(札幌印を除く) (製造業に限る。ただし、 植物工場は含む。)	新 設	5,000万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体	投資額の8%	1億円	
					増 設	的に事業を行う施設 の雇用増(2人まで)を 含むことができる)	投資額の4%	- purit of	
3	注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型2において市町村が行う立地助成措置の助成内容を								

上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しな い場合があります。

4 特別対策地域とは、過疎地域自立促進特別措置法などの地域関係開発法の適用 地域です

5 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用すること により、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上 低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。

6 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制と は、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。(右表)

自動車関連製造業、 高機能素材・複合		電気・電子機器製造業、医薬品製造業		
雇用増	限度額	雇用増	限度額	
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円	
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円	
100人以上	15億円			

問合せ先

東 京:北海道東京事務所 観光・企業誘致課

大 阪:北海道大阪事務所 名古屋:北海道名古屋事務所

札 幌:北海道経済部産業振興局産業振興課 倶知安:北海道後志総合振興局商工労働観光課 〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館15階 TEL:03-5212-9210 FAX:03-5212-9004

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番1-900号大阪駅前第一ビル9階 TEL:06-6344-4151 FAX:06-6344-4126

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1番1号中部日本ビルディング8階 TEL:052-263-1360 FAX:052-252-5145

TEL:011-204-5324 FAX:011-232-2139 TEL:0136-23-1362 FAX:0136-22-0901

² 認定事業者は、一の立地計画ごとに、類型1又は類型2の対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。

³ 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限ります。(外部審査会による審査で、高い経済波及効果等を認められたもの。)